

平成 22 年 12 月 22 日

株 主 各 位

東京都港区芝三丁目 33 番 1 号
中央三井トラスト・ホールディングス株式会社
取締役社長 田 辺 和 夫

臨時株主総会兼種類株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会兼種類株主総会において、下記のとおり決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第 1 号議案 当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約承認の件

本件は、原案のとおり、当社と住友信託銀行株式会社との株式交換契約（以下、本株式交換契約）が承認可決されました。また、住友信託銀行株式会社の株主総会においても同一内容の議案が承認されております。

なお、本株式交換契約の効力発生予定日は、平成23年4月1日であります。

第 2 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり、承認可決されました。

内容は次のとおりです。詳細は添付の対照表をご参照ください。

ア. 商号（変更後定款第 1 条）

住友信託銀行株式会社との経営統合（以下、本経営統合）に伴い、商号を「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」に変更する。

イ. 本店の所在地（変更後定款第 3 条）

本経営統合に伴い、本店所在地を「東京都千代田区」に変更する。

ウ. 公告方法（変更後定款第 5 条）

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法について「日本経済新聞に掲載する方法」とし、発行地を限定する文言を削除する。

エ. 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数（変更後定款第6条）

本経営統合に伴い、発行可能株式総数および各種類の種類株式の発行可能種類株式総数の増加その他所要の変更を行う。

オ. 優先株式に係る規定（変更後定款第6条、第12条、第13条、第14条、第15条、第18条、第19条、第20条、第21条、第29条）

本経営統合に伴い、住友信託銀行の優先株式に関する定款の規定に相当する規定の追加その他所要の変更を行う。

カ. 副会長（変更後定款第34条）

会長を補佐する取締役を明確にするため、副会長の選定に関する規定を追加する。

キ. 常任監査役（変更後定款第42条）

監査体制の整備を図るため、常任監査役の選定に関する規定を追加する。

ク. 上記のほか定款全般にわたり、引用条数の変更および条数の繰下げ等所要の変更を行う。

なお、本件は本株式交換契約の効力が生ずることを条件として、本株式交換契約の効力発生時に効力を生じます。

第3号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案のとおり、常陰 均、向原 潔、大塚明生、佐谷戸淳一、大久保哲夫の5氏が新たに選任されました。なお、本件は本株式交換契約の効力が生ずることを条件として、本株式交換契約の効力発生時に効力を生じます。

第4号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案のとおり、杉田光彦、前田 庸、星野敏雄の3氏が新たに選任されました。なお、本件は本株式交換契約の効力が生ずることを条件として、本株式交換契約の効力発生時に効力を生じます。

第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打切り支給の件

本件は、原案のとおり、退職慰労金制度廃止に伴い、在任中の取締役田辺和夫、北村邦太郎、岩崎信夫、落合伸二、奥野 順、住田 謙の各氏および在任中の監査役天野哲夫、若狭保弘、米澤康博、高野康彦、中西宏幸の各氏に対し、その功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当な範囲内で、平成23年3月31日までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏が取締役および監査役を退任した時に打切り支給することとし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれ一任することに承認可決されました。

以 上

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>第1条 (商号) 当社は、<u>中央三井トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Chuo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>第1条 (商号) 当社は、<u>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.</u>と表示する。</p>
<p>第2条 (条文省略)</p>	<p>第2条 (現行どおり)</p>
<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>東京都港区</u>に置く。</p>	<p>第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p>
<p>第4条 (条文省略)</p>	<p>第4条 (現行どおり)</p>
<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>	<p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、<u>日本経済新聞に掲載する方法とする。</u></p>
<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>4,193,332,436</u>株とし、<u>その内訳は次のとおりとする。</u></p>	<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>9,100,000,000</u>株とし、<u>各種類の種類株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第1回ないし第4回第七種優先株式（以下併せて「第七種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて200,000,000株、第1回ないし第4回第八種優先株式（以下併せて「第八種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株、第1回ないし第4回第九種優先株式（以下併せて「第九種優先株式」といい、第五種優先株式、第六種優先株式、第七種優先株式および第八種優先</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>普通株式 <u>4,068,332,436株</u></p> <p>第五種優先株式 <u>62,500,000株</u></p> <p>第六種優先株式 <u>62,500,000株</u></p>	<p><u>株式と併せて「優先株式」という。)の発行可能種類株式総数は併せて100,000,000株をそれぞれ超えないものとする。</u></p> <p>普通株式 <u>8,500,000,000株</u></p> <p>第五種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第六種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第1回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第2回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第3回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第4回第七種優先株式 <u>200,000,000株</u></p> <p>第1回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第2回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第3回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第4回第八種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第1回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第2回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第3回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p> <p>第4回第九種優先株式 <u>100,000,000株</u></p>
<p>第7条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第12条 (優先配当金)</p> <p>当社は、第49条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日</p>	<p>第12条 (優先配当金)</p> <p>当社は、第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の剰余金(以下「優先配当金」という。)を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日</p>

変更前定款	変更後定款
<p>が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当の全部または一部および<u>第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。なお、<u>第五種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u></p> <p>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。なお、<u>第六種優先株式の1株当たりの払込金額は、1,600円を上限とする。</u></p>	<p>が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先中間配当金の全部または一部および<u>第14条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出される額。ただし、配当率は、固定配当率、変動配当率またはその組合わせとし、固定配当率については年10%を、変動配当率については有価証券の発行において一般に用いられている金利指標（LIBOR、TIBOR、スワップレート等）に5%を加えた年率を、それぞれ上限とする。</p> <p><u>第1回第七種優先株式 1株につき、年42円30銭</u></p> <p><u>第2回ないし第4回第七種優先株式 1株に</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当社は、<u>第50条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1相当額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、第49条第2項による剰余金の配当に際し優先配当を行ったときはその額を控除した額とする。</u></p>	<p><u>つき、年150円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第八種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p><u>各種類の第九種優先株式 1株につき、年100円を上限として発行に先立って取締役会の決議で定める額</u></p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては優先配当金の額を超えて配当はしない。</p> <p>第13条（優先中間配当金）</p> <p>当社は、<u>第53条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、次条に定める優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</u></p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> <u>1株につき、優先配当金の額の2分の1を上</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p>	<p><u>限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p><u>第1回第七種優先株式</u> <u>1株につき、年21円15銭</u></p> <p><u>第14条 (優先臨時配当金)</u> 当社は、第52条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、当該配当の基準日（以下「臨時配当基準日」という。）前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および別の優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。</p> <p><u>第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式、各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式</u> <u>1株につき、優先配当金の額を上限として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される額</u></p> <p><u>第1回第七種優先株式</u> <u>1株につき、経過期間相当額（臨時配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>第14条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>それぞれ次に定める額を支払う。</u></p> <p><u>第五種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u></p> <p><u>第六種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される比率を乗じて算出される額。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>	<p>第15条（残余財産の分配） 当社の残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、<u>各種類の優先株式1株につき1,000円を支払う。</u></p> <p>2 前項に定めるほか、優先株主または優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。</p>
<p>第15条～第16条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第16条～第17条（現行どおり）</p> <p>第18条（普通株式を対価とする取得請求権） <u>各種類の第八種優先株式または各種類の第九種優先株式を有する優先株主は、発行に先立って取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間中、当社が当該種類の優先株式を取得すると引換えに当該決議で定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>第17条（取得条項）</p> <p>当社は、第五種優先株式および第六種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p>	<p>2 <u>前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>第19条（金銭を対価とする取得条項）</p> <p>当社は、第五種優先株式、第六種優先株式、第2回ないし第4回第七種優先株式および各種類の第八種優先株式について、取締役会が別に定める日が到来したときは、当該優先株式を初めて発行するときまでに取締役会の決議によって定める市場実勢および当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して妥当と認められる価額に相当する金銭と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</p> <p>2 <u>当社は、第1回第七種優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日により、優先中間配当金の全部または一部および優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p data-bbox="208 173 748 241">一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p data-bbox="430 325 506 355">(新設)</p> <p data-bbox="181 1270 748 1375">第18条 (優先順位) 当社の発行する各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、第49条第2項による</p>	<p data-bbox="801 173 1345 279">3 前二項に基づき各種類の優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。</p> <p data-bbox="778 325 1277 355">第20条 (普通株式を対価とする取得条項)</p> <p data-bbox="801 362 1345 1073">当社は、取得を請求することができる期間中に取得請求のなかった各種類の第八種優先株式および各種類の第九種優先株式を、当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を同日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が当該種類の優先株式の発行に先立って取締役会の決議で定める額を下回るときは、当該種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を当該決議で定める額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。</p> <p data-bbox="801 1081 1345 1224">2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</p> <p data-bbox="778 1270 1345 1375">第21条 (優先順位) 当社の発行する各種類の優先株式の優先配当金、優先中間配当金、優先臨時配当金お</p>

変更前定款	変更後定款
<p>剰余金の配当に際し行った優先配当および残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>第19条～第25条（条文省略）</p> <p>第26条（種類株主総会） 第19条第2項、第21条、第23条、第24条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第27条～第30条（条文省略）</p> <p>第31条（会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 （新設） 二 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 三 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。 四 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。</p>	<p>よび残余財産の支払順位は、同順位とする。</p> <p>第22条～第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（種類株主総会） 第22条第2項、第24条、第25条、第26条、第27条および前条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p> <p>第34条（会長、副会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役） 取締役会は、その決議をもって、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名および副会長、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。 一 会長は、取締役会を掌る。 二 副会長は、会長を補佐する。 三 社長は、取締役会の決議に基づき、当会社の業務を執行する。 四 副社長は、社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。 五 専務取締役は、社長、副社長を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p><u>五</u> 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、順位にしたがい、その職務を代行する。</p>	<p><u>六</u> 常務取締役は、社長、副社長、専務取締役を補佐して当会社の業務を執行し、社長、副社長、専務取締役ともにさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、その職務を代行する。</p>
<p>第<u>32</u>条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役が</u>順位にしたがい、その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</p>	<p>第<u>35</u>条（取締役会の招集） 取締役会は、会長が招集し、その議長となる。 2 会長を選定しないとき、または会長にさしつかえあるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順位</u>にしたがい、<u>ほかの取締役が</u>その職務を代行する。 3 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに招集通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 4 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができる。</p>
<p>第<u>33</u>条～第<u>38</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>36</u>条～第<u>41</u>条（現行どおり）</p>
<p>第<u>39</u>条（常勤監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 （新設）</p>	<p>第<u>42</u>条（常勤監査役および常任監査役） 監査役会は、その決議をもって、監査役の中から、常勤の監査役を選定する。 <u>2 監査役会は、その決議をもって、常任監査役若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第<u>40</u>条～第<u>51</u>条（条文省略）</p>	<p>第<u>43</u>条～第<u>54</u>条（現行どおり）</p>